

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、健全なる事業活動を通じ、継続的な成長及び企業価値の最大化を目指しております。そのためには経営の効率化を図るとともに意思決定の透明性が確保された経営体制を構築する必要があると考えており、コーポレート・ガバナンスの充実強化に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社CRESCUNT	1,000,000	46.08
栗原 将	485,000	22.35
栗原 剛	135,000	6.22
日本ベンチャーキャピタル株式会社	100,000	4.61
株式会社ベクトル	30,000	1.38
ジャパンベストレスクューシステム株式会社	30,000	1.38
JBRあんしん保証株式会社	30,000	1.38
リンナイ株式会社	10,000	0.46

支配株主(親会社を除く)の有無	栗原 将
-----------------	------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことを予定しておりませんが、取引を検討する場合は少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会で十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉野 登	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉野 登	○	吉野登氏と当社の間には、2018年3月まで人事労務顧問契約が存在していましたが、2018年3月で当該顧問契約を解約しております。 なお、過去の顧問としての報酬は少額であり、独立役員としての基準には抵触しないものと判断しております。	吉野登氏は、株式会社モスフードサービスの常務取締役として経営の中核での経験及び株式会社ホットランドの社外取締役としての経験等に基づく知見があり、公正かつ客観的な見地から当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献できるものと判断しております。 同氏は東京証券取引所の定める独立性基準に準拠して指定しており、当社と同氏の間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査、会計監査人による会計監査を基本としております。全体として監査の質的向上と相互の連携を図るため監査役、内部監査担当、会計監査人は原則として四半期ごとに三様監査ミーティングを実施し、監査計画・監査結果の報告・共有・意見交換など緊密な連携を図っております。

また、監査役と内部監査担当は適宜ミーティングを行い、相互に補完する体制をとっており、合同監査を含め効果的に監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 謙吾	弁護士													
村木 達也	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 謙吾	○	鈴木謙吾氏と当社の間には、2018年6月まで顧問弁護士契約が存在していましたが、2018年6月で当該顧問契約を解約しております。 なお、過去の顧問としての報酬は少額であり、独立役員としての基準には抵触しないものと判断しております。	鈴木謙吾氏は、弁護士として企業法務に精通しており、その専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、監査体制の充実強化に貢献できるものと判断しております。 同氏は東京証券取引所の定める独立性基準に準拠して指定しており、当社と同氏の間には特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

村木 達也	○	村木達也氏は当社と顧問契約を締結していた株式会社河合会計事務所に勤務し当社を担当していましたが、2018年3月で当該顧問契約を解約しております。以上により、独立役員としての基準には抵触しないものと判断しております。	村木達也氏は、税理士として税務全般・企業会計に精通しており、その専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、監査体制の充実強化に貢献できるものと判断しております。同氏は東京証券取引所の定める独立性基準に準拠して指定しており、当社と同氏の間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
-------	---	---	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株主価値の向上を目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、その他
-----------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び従業員に対しては業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、社外取締役に対しては株主利益を意識した経営を行っていただくことを目的としております。また、監査役に対しては株主利益の観点から監査役に求められる適正な監査について更なる意識喚起を行うことを目的としております。その他の社外協力者に対して、当社の経営を支援していただくことを目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬については、株主総会の決議により取締役の報酬等の限度額を決定する旨定款に定めており、各取締役の報酬額は取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役が独立した立場で経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、管理部・経営企画部がサポートしております。また、取締役会の開催に際して経営企画部より社外取締役及び社外監査役に事前に資料の配付を行い、議案の内容を把握し、議論等が行える体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役4名をもって構成し、業務執行状況の監督及び経営上の重要事項についての意思決定機関として原則月1回開催するほか、迅速な意思決定のため必要に応じて臨時取締役会を開催します。

(監査役及び監査役会)

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名(社外監査役)の計3名をもって構成されております。監査役会は毎月1回の定時監査

役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催します。

監査役は、取締役会、リスク・コンプライアンス委員会に出席し、取締役の業務執行及び全社的なコンプライアンス状況を監視しております。

(内部監査)

当社の内部監査は、代表取締役社長から命を受けた経営企画部が各組織の内部監査を行っております。ただし、経営企画部の監査はマーケティング部が行っております。内部監査担当者は、監査役及び会計監査人との連携のもと内部統制の状況等について監査し、その結果及び改善点を代表取締役社長に報告するとともに、改善状況を確認いたします。

(リスク・コンプライアンス委員会)

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長、各部門長を委員として構成され当社におけるコンプライアンスの方針、体制、運営方法を定め、リスクマネジメント及びコンプライアンスに係る重要事項の調査や従業員への周知方法の検討などを審議するため定例委員会を四半期に1回開催しており、必要に応じて臨時委員会を開催します。また、重要な事項については顧問弁護士と連携する体制をとっております。リスク・コンプライアンス委員会の審議内容等は逐次取締役会に報告することとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンスは、外部からの客観的及び中立的な経営監視機能が重要と考えており、独立性の高い社外取締役1名の選任、及び常勤監査役と独立性の高い社外監査役2名で構成する監査役会の設置により、経営の監視は十分に機能する体制となっていると判断しているため現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の利便性を考慮し、決算業務の早期化を図り、株主総会通知の早期発送に取組んでいます。
集中日を回避した株主総会の設定	今後検討していく予定であります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討して行く予定であります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討して行く予定であります。
招集通知(要約)の英文での提供	現在具体的な検討は行っておりませんが、今後必要性を勘案して検討していく予定であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後当社コーポレートサイトにIRページを開設した際ディスクロージャーポリシーを掲載する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討課題として認識しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び通期決算終了後に決算説明会の開催を予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在具体的な検討は行っておりませんが、株主構成を考慮しながら検討したいと考えております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイトに「IR情報」として、開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR体制は以下のとおりであります。 IR責任者: 執行役員管理本部長 田中 顕 担当部署(担当): 管理本部経営企画部(経営企画部長 田中 大生)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理宣言、内部統制システムの整備に関する基本方針、コンプライアンス規程において、各ステークホルダーの尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	現在は特に行っておりませんが、今後の課題としてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対して適正かつタイムリーな情報提供が重要であると認識しており、当社ホームページ及び決算説明会等を通じて積極的に情報提供を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正性を確保するため2018年6月29日開催の取締役会において以下の「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、当該方針に基づき運営しております。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要事項を決定します。
 - (2) 取締役会は、全社的な内部統制システムの整備に関する基本方針を決定及び適切に運用し、それに従い職務執行しているかを監督します。
 - (3) 職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ高い企業倫理観を保つとともに、社会的責任を果たすため「企業倫理宣言」の周知徹底を図ります。
 - (4) 内部通報制度に関する規程に基づき、社外に相談窓口を設け、迅速に対応します。なお、内部通報者の継続的な保護を徹底します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報又は文書は、社内規程に基づき適切に保存及び管理します。
 - (2) 取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとします。
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

企業経営に重大な影響を及ぼす事象を認識し、未然に防止するとともに万一重大な事象が発生した場合は、損失又は不利益を最小化するためリスク管理規程等に基づき適切な措置を講じます。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するため、取締役会規程を遵守するとともに、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催します。
 - (2) 各取締役は、毎月開催する取締役会において業務目標の達成状況、課題解決のための取り組み等を報告することにより、業務執行状況の監督を受けます。
 - (3) 取締役会による月次業績のレビューと改善策を実施します。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性に関する事項
 - (1) 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していませんが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議し当該使用人を配置します。
 - (2) 補助すべき期間中は、任命された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人は、コンプライアンス及びリスクに関する事項等、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告します。
 - (2) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に対して、その説明を求めることができるものとします。取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならないものとします。
7. その他監査役が監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
 - (1) 監査役会が、必要に応じて専門の弁護士、会計士等に対して、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。そのための費用は、監査役の職務の執行に必要なものではないと認められる場合を除き、当社がこれを負担します。その他監査役の職務の執行によって生ずる費用のため、年間の監査計画に基づく経費予算を確保します。
 - (2) 監査役は、内部監査担当が実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その実施状況について適宜報告を受けるものとします。
 - (3) 取締役社長と監査役は、定期的な意見交換を実施します。

以上の他、2019年2月14日開催の取締役会において「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し運用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 「企業倫理宣言」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度をもって対応し、反社会的勢力との関係を一切遮断することを宣言しています。
- (2) 反社会的勢力対策規程を定め、反社会的勢力とは一切関係もしくは取引しないことを周知徹底し万一反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察、弁護士等と連携して対応します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

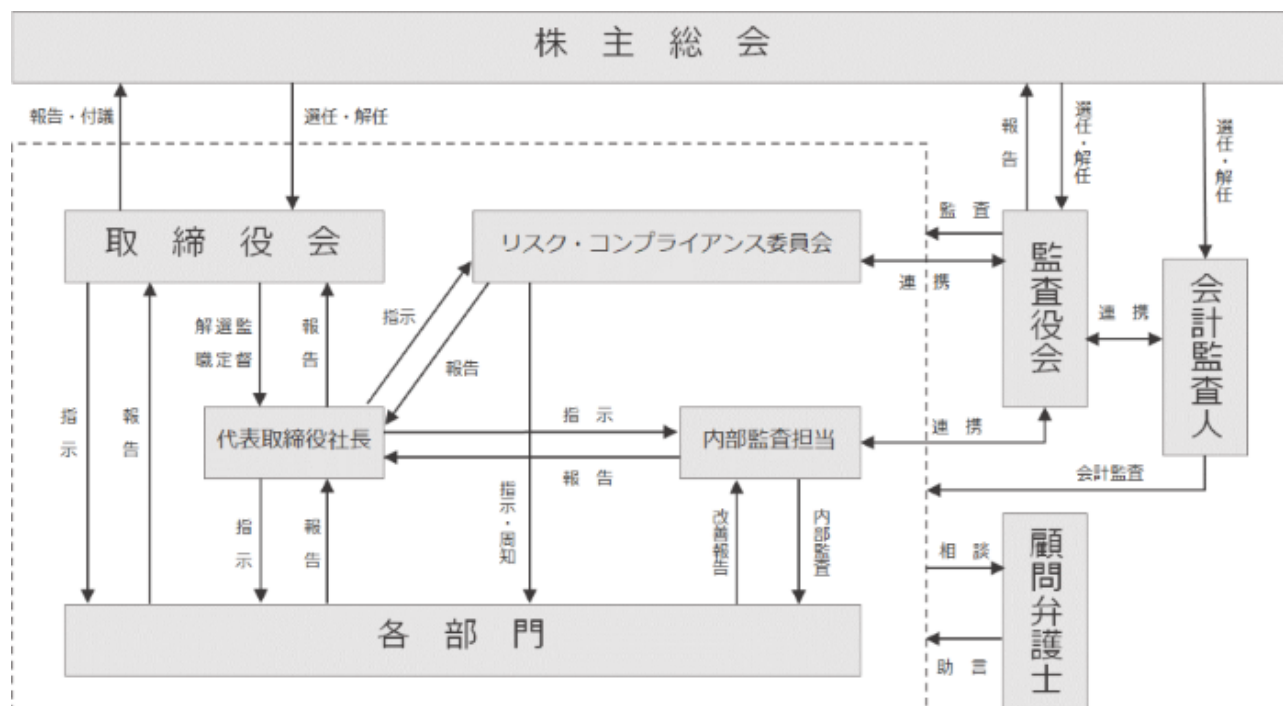
なし

該当項目に関する補足説明

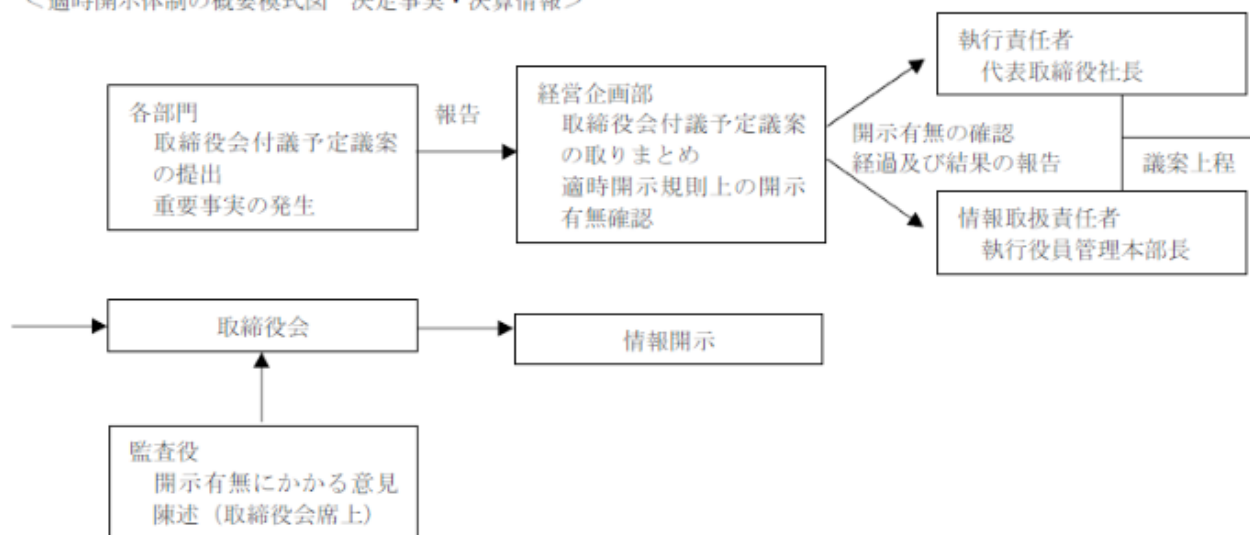
当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来は検討を要する課題となることも考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制については、以下の模式図をご覧ください



<適時開示体制の概要模式図 決定事実・決算情報>



<適時開示体制の概要（模式図 発生事実）>

